

宇部市中小事業者新生活様式対応支援補助金 募集要領

宇部市では、新型コロナウイルス感染症第3波の影響を受ける中、「新しい生活様式」に則って非接触や感染拡大防止を図りながら事業再生や継続に取り組む、市内に店舗等を有する中小事業者を支援することとして、以下のとおり募集します。

1 目的

新型コロナウイルス感染症第3波の影響を受ける中、「新しい生活様式」に則って、非接触や感染拡大防止を図るために要する経費を、予算の範囲内で補助することにより、事業再生や継続に取り組む市内に店舗等を有する中小事業者を支援するとともに、感染拡大防止に取り組む「新型コロナウイルス感染防止取組宣言店」となって頂くことで、市民が安心安全に利用できる店舗の拡充に繋げることを目的として、宇部市中小事業者新生活様式対応支援補助金を交付します。

2 補助対象者

以下のすべての項目に該当する、中小企業基本法第2条に規定する中小事業者とします。

- (1) 申請時点において事業を営んでいる、**不特定多数の顧客を対象に対面販売又は対面サービスを行う店舗や事業所を市内に有している者**（店舗には移動販売車を含む）
- (2) 同一の店舗を複数名の中小事業者で利用している場合は、その代表者（代表者が不在の場合はその中の1事業者）
- (3) 当該補助事業完了後に「新型コロナウイルス感染防止取組宣言店」に登録する、もしくは、既に登録している者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 公序良俗に反する事業を行う者
 - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - ウ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

※中小企業基本法第2条に規定する中小事業者とは、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者等で、資本金・従業員数が下記の表に示す企業又は個人である。

| 主たる業種 | 資本金・従業員数 |
|---------------|------------------|
| ① 卸売業 | 1億円以下 又は 100人以下 |
| ② サービス業 | 5千万円以下 又は 100人以下 |
| ③ 小売業 | 5千万円以下 又は 50人以下 |
| ④ ①～③を除くその他業種 | 3億円以下 又は 300人以下 |

3 補助率等

(1) 宇部市小規模事業者新生活様式対応支援補助金の交付（決定）を受けていない店舗及び事業所の場合

ア) 補助率：10分の10以内

イ) 補助限度額：1店舗あたり10万円（消費税・地方消費税等は含まない）※千円未満切り捨て

ウ) 最低申請額：1万円

エ) 補助回数：1店舗につき1回

(2) 宇部市小規模事業者新生活様式対応支援補助金の交付（決定）を受けた店舗及び事業所の場合

ア) 補助率：4分の3以内

イ) 補助限度額：1店舗あたり7万5千円（消費税・地方消費税等は含まない）※千円未満切り捨て

ウ) 最低申請額：7千円（事業費1万円）

エ) 補助回数：1店舗につき1回

4 対象経費

「新しい生活様式」に則って、非接触・感染拡大防止を図るために要する下記に示す備品購入費や設置費等を対象経費とします。なお、対象備品においては送料を含むものとします。

《対象例》

| 補助対象取組 | 補助対象経費 |
|--------------------|--|
| 体温を確認するもの | 非接触型体温計、サーモカメラ等の購入 |
| 非接触を図るもの | キャッシュレス決済端末、セルフレジ、非接触型自動水栓等の設置、 スマートフォン受付システム等の導入 |
| 換気を図るもの | 空気清浄機、換気扇、換気機能付エアコン等の設置 |
| ウイルス除去や抗菌加工を施すもの | 除菌剤の噴射装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等の設備導入 |
| 飛沫拡散を防ぐもの | アクリル板、客間仕切り板、ビニールカーテン、 防護スクリーン等の設置 |
| ソーシャルディスタンス確保を促すもの | 床サイン等の設置 |

※下記の経費は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

(1) 消毒薬、石けん、ペーパータオル、マスク、エアコンフィルター等の消耗品費

(2) 人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税・地方消費税等含む）、
不動産購入費、振込手数料、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(3) 当該補助金の交付決定以前に着手（契約・発注）した取組にかかる経費

(4) 同一内容で、国、県、市町、その他団体が助成する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合。

(5) 顧客スペース外への設置

5 申請受付期間

令和3年1月27日(水)から令和3年3月31日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)とします。
ただし、受付期間内であっても、予算がなくなり次第受付終了となります。

※当該補助金の交付決定以前に着手した事業については、補助金の対象となりません。事業の着手は交付決定後に行ってください。

※交付決定後、令和3年5月31日(月)までに事業完了(設置・購入)することとします。

6 申請方法

電子申請又は郵送により申請してください。

(1) 電子申請

うべ電子申請サービスから、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。

URL : https://s-kantan.jp/ube-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3232

(2) 郵送申請

提出書類を下記宛先へ郵送してください。

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市新型コロナウイルス対策室

TEL : 0836-34-8360



7 提出書類

※申請書は、市ホームページ、新型コロナウイルス対策室、各ふれあいセンターで入手できます。

(1) 交付申請時 法人の場合は①～⑤まで(※個人事業主の場合は①～⑥まで)

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 見積書・カタログ等の写し(任意様式)
- ④ 誓約書(様式第3号)
- ⑤ 営業活動を証する書類

(法人の場合) ※次のいずれか1点

- ・直近の確定申告書第1表の控えの写し(税務署の收受日付印が押印されたもの)
- ・履歴事項全部証明書(申請日より3カ月以内に発行されたもの)

(個人事業主の場合) ※次のいずれか1点

- ・直近の確定申告書第1表の写し(税務署の收受日付印が押印されたもの)
- ・営業許可書
- ・開業届

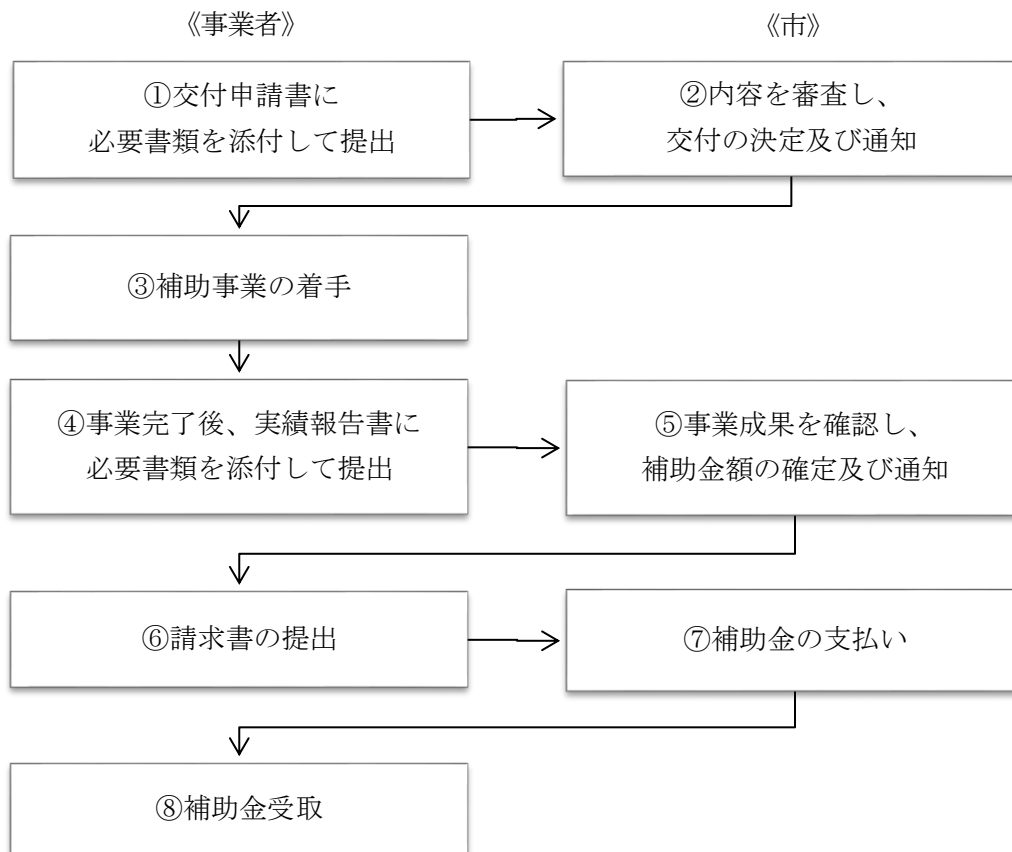
⑥ 本人確認書類の写し

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ※いずれか1点

(2) 実績報告時

- ① 実績報告書(様式第8号)
- ② 事業報告書(様式第9号)
- ③ 経費の領収書・レシート等(任意様式) ⇒ 支払日、品名、金額(税抜)等の内訳が分かるもの
- ④ 成果写真(任意様式) ⇒ 顧客スペースに設置品の全てが確認できるもの

8 補助事業の流れ



9 留意事項（必ずお読みください）

- (1) 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- (2) 補助金は予算の範囲内で交付するため、予算がなくなり次第終了となります。
- (3) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。なお、実績報告書は事業完了後、速やかに提出してください。
- (4) 補助金の交付決定または補助金額の確定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金を返金するとともに、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければなりません。
- (5) 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (6) 申請内容が補助対象外の場合は不交付となります。不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。
- (7) 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

10 問合せ先

宇部市新型コロナウイルス対策室

TEL : 0836-34-8360 FAX : 0836-22-6041